定　　款

カネソウ株式会社

第　1　章　　総　　則

第１条　（商　　号）
当会社は、カネソウ株式会社と称し、英文ではＫＡＮＥＳＯ　Ｃｏ.，ＬＴＤ．と表示する。

第２条　（目　　的）
当会社は、次の業務を営むことを目的とする。
（１）土木、建築用金属製品の製造及び販売
（２）ベンチ、ガーデンボックス（吸いがら入れ、くず入れ、プランター）等エクステリア製品の製造及び販売
（３）屋上緑化関連製品、ガーデンエッジ、ガーデングレート等緑化資材の製造及び販売
（４）パーティションポール、レターボックス等インテリア製品の製造及び販売
（５）補助手すり、視覚障害者誘導用マーカー等介護用、障害者向製品の製造及び販売
（６）車止め、横断防止柵等道路交通安全用機器の製造及び販売
（７）建築工事業
（８）鉄骨、鉄筋工事業
（９）板金工事業
(10) 管工事業
(11) 電子音響機器の設計、製作、販売
(12) コンピューターに関するソフトウェアーの設計、開発、販売
(13) 自動車、建設機械、金属加工機械等の金属部品の製造及び販売
(14) 前各号に附帯する一切の業務

第３条　（本店の所在地）
当会社は、本店を三重県三重郡朝日町におく。

第４条　（機　　関）
当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関をおく。
（１）取締役会
（２）監査等委員会
（３）会計監査人

第５条　（公 告 方 法）
当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。

第　2　章　　株　　式

第６条　（発行可能株式総数）
当会社の発行可能株式総数は、400万株とする。

第７条　（単元株式数）
当会社の単元株式数は、100株とする。

第８条　（自己の株式の取得）
当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第９条　（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株式予約権の割当てを受ける権利

第10条　（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人をおく。

２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第11条　（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第　３　章　　株　主　総　会

第12条　（招 集）

当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

第13条　（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月 31 日とする。

第14条　（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条　（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条　（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

第17条　（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第　4　章　　取締役及び取締役会並びに監査等委員会

第18条　（員 数）

当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、15名以内とする。

２．当会社の監査等委員である取締役は、３名以内とする。

第19条　（選任方法）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会において選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第20条　（任 期）

取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第21条　（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２．取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第22条　（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第23条　（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第24条　（監査等委員会の招集権者及び議長）

監査等委員会は、各監査等委員が招集し、あらかじめ監査等委員会で定めた取締役が議長となる。

第25条　（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第26条　（業務執行の決定の取締役への委任）

当会社は、会社法第399条の13第６号の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

第27条　（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第28条　（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第29条　（取締役の責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第１項の責任を法令が規定する額とする契約を終結することができる。

第30条　（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第　５　章　　計　　算

第31条　（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。

第32条　（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第33条　（剰余金の配当基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日としてする。

２.当社の中間配当の基準日は、毎年９月30日としてする。

３.前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第34条　（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附　則

本定款第６条及び第７条の変更は、平成 29 年 10 月１日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は平成 29 年 10 月１日の経過後、これを削除する。